

「障害者差別」って？

「合理的配慮」の
義務化?!

参加費
無料

障害者差別解消法の見直しについて ～法施行5年目 障害者を取り巻く状況と新たな課題～

障害者差別解消法が平成28年4月に施行され5年目を迎えました。この間、障害を理由とする差別の解消のため、国や自治体、事業者において啓発や合理的配慮の提供、環境の整備など、様々な取組が進められてきましたが、まだまだ十分な状況とはいえません。

国においては、法施行後の社会変化等に伴う内容の充実や、施行状況から判明してきた制度の不十分な点について対応策を講じるため、障害者政策委員会において見直し議論が行われ、令和2年6月に国に意見が提出されました。現在、提出された意見を基に国において法の見直しが検討されています。

法の見直し議論の内容や、これまでの取組事例等を通して、障害者を取り巻く状況や、現在の課題、今後の目指すべき姿等について企業や市民の理解を深め、そして持つべき意識、取るべき行動等について考えるきっかけとなるよう、下記のとおり講座を開催します。

【1部】基調講演「障害者差別解消法の見直しについて」

野澤 和弘 氏

(植草学園大学 副学長・一般社団法人スローコミュニケーション代表・障害者政策委員会 委員)

【2部】パネルディスカッション

パネリスト：瀬戸野 喜雄 氏 (京都府障害者支援課 (広域専門相談員))

宮本 研二 氏 (京都人権擁護委員協議会 高齢者・障がい者の人権擁護委員会委員長)

村田 恵子 氏 (京都頸髄損傷者連絡会会長 DPI女性障害者ネットワークメンバー)

コーディネーター：野澤 和弘 氏

日時

令和3年1月14日(木)
午後2時～午後4時30分
(受付開始 午後1時30分)

会場

キャンパスプラザ京都
第1講義室(5階)

(下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町939)

対象

京都市内に事業所のある企業等の
経営者、総務・人事責任者、
人権研修推進者等

【アクセス】

京都市営地下鉄烏丸線、近鉄京都線、
JR各線「京都駅」下車。徒歩5分
御来場の際は公共交通機関を御利用ください。

申込
方法

令和3年1月7日(木)までに以下の方法でお申込みください。**【先着100名】**

FAX：裏面の申込書*を記載し、075-366-0139に送信してください。

電子メール：裏面の申込書*の必要事項を記載し、jinken@city.kyoto.lg.jpに送信してください。
(※ 下記ホームページからダウンロード可)

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、中止又は延期と判断する場合があります。

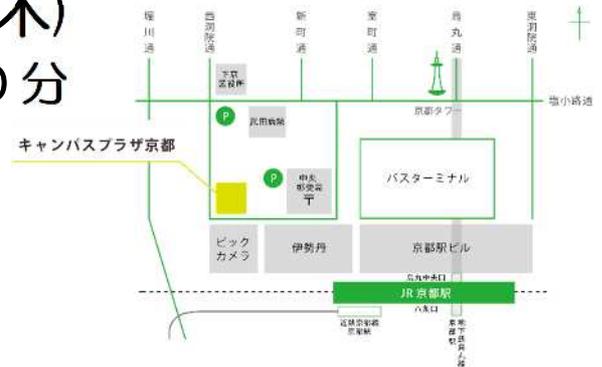
【内容についてのお問合せ】(平日の午前8時45分～午後5時30分)

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 【電話】(075) 222-4161 【FAX】(075) 251-2940

【申込みについてのお問合せ】(平日の午前8時45分～午後5時30分)

京都市文化市民局共生社会推進室人権文化推進担当 【電話】(075) 366-0322 【FAX】(075) 366-0139

【ホームページ】「京都市情報館」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/>)又は左記名称で検索)トップページから、
画面上部「暮らしの情報」→画面右下部「人権▶企業啓発」→「企業向け人権啓発講座」を御覧ください。



参加申込書

令和2年度企業向け人権啓発講座に申し込みます。

テーマ 障害者差別解消法の見直しについて

日時 令和3年1月14日(木) 午後2時~午後4時30分
(午後1時30分受付開始)

会場 キャンパスプラザ京都 第1講義室(5階)

参加費無料

下記の必要事項を記入又は該当するものに○を付けてください。

必要事項	記入欄
(ふりがな) 事業所名	
所在地	※ 京都市外の場合は、京都市内にある事業所名も御記入ください。
業種	
事業所の規模	20人未満・20人~29人・30人~49人・50人~99人・100人~299人・300人以上
参加者名	
参加者役職名	
連絡先	電話() - FAX() - メールアドレス
受講配慮	手話※・要約筆記※・ヒアリンググループ※・車椅子使用・補助犬・点字資料※ (配布資料がある場合) (※ 手話通訳・要約筆記・ヒアリンググループ・点字資料については、12月25日(金)までにお申込みください。)

京都市版ヘルプカード



「京都市版ヘルプカード」は障害のある人などが、緊急時や災害時などに周囲の人に支援を求めするためのカードです。

ヘルプマーク



「ヘルプマーク」は、援助が必要な方のためのマークです。このマークを見かけたら、おもいやりのある行動をお願いします。

※京都市版ヘルプカード・ヘルプマークは、各区役所・支所の障害保健福祉課などで配布しています。

申込期間終了後に受講票を送付いたしますので、本講座受講時に御持参ください。

【個人情報の取扱いについて】頂いた個人情報は、京都市個人情報保護条例に基づき、他の目的には一切使用しません。

